

「平均点が高い」だけが選定理由として浮上 平均点数1550点でも集团的個別指導対象に

(1) 集团的個別指導とは

集团的個別指導は、厚生労働省が作成したデータをもとに算出したレセプト一件あたりの平均点数の二倍以上の保険医療機関を対象に、上位8%に実施される。二〇〇九年度までは上位4%だったが、指導の平準化を理由に対象者が広がられた。「平均点数が高い」。この一点が選定理由で請求内容などは一切関係が

(2) 平均点数は1249点の 一・二倍が基準値

今回使用された平均点数(千二百四十九点)は、二〇一一年の社保一般と後期高齢(国保の一般が含まれるかは不明)のデータをもとに算出されている。一年分のデータをすべて利用しているのか、ある特定の期間を利用しているのかは公表されていない。いずれにしても、この平均点数の一・二倍である千四百九十九点を東京の基準値と定め、これ以上の医療機関はすべて高点数医療機関に位置づけられている。

(3) 都内歯科医院の 上位3000番が対象に

二〇一二年度は、二〇一一年度と二〇一〇年度に個別指導(新規も含む)や集团的個別指導を受けた保険医療機関で基準値(千四百九十九点)以上の保険医療機関、今年度個別指導(新規も含む)が予定されている保険医療機関で基準値(千四百九十九点)以上の保険医療機関と一ヶ月あたりのレセプト枚数が平均十件未満で基準値(千四百九十九点)以上の保険医療機関で、約二千二百件(過去のデータから推測)を指導対象から除いた高点数医療機関の上位8%にあたる八十三件に集团的個別指導が実施されている。集团的個別指導から除かれる約二千二百件を考慮すると東京都内の歯科医療機関の上位三千番ぐらいまでが集团的個別指導の対象となります。

ちなみに、協会に相談があったケースでは平均点数が千五百五十点以下の医療機関にも複数指導通知が届いている。千葉の行政文書には、基準値が千五百十一点とあり、それとほとんど差がない平均点数が千五百

十七点の医療機関が集团的個別指導の対象とされている。千葉は東京の平均点数や基準値とほとんど変わらない。集团的個別指導が全

(4) 集团的個別指導後の措置

指導大綱では、「集团的個別指導を受けた保険医療機関で、翌年度も引き続き高点数の場合は翌々年度に個別指導を行う」とされ、東京都内の医療機関の上位4%に個別指導を行うとされている。

二〇一二年度指導計画では、二〇一〇年度の集团的個別指導を受けた保険医療機関で二〇一一年度についても改善が見られなかった保険医療機関約三百五十件が(開示資料より推測)が個別指導に選定されている。過去の事例を見ても三百五十件のすべてを個別指導することは物理的にむずかしい。

この指導は仕組みがわかりにくく、公表されていない部分も多いことから、一点数を下げなければ、すぐに個別指導になるのか、「点数を何点まで下げれば良いか」など協会に多くの相談が寄せられた。

| | 2011年以降基準値以下の場合 | 2011年以降も基準値以上の場合(上位8%以内) | 2011年以降も基準値以上の場合(上位4%以内) | |
|-------|-----------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 2010年 | 集团的個別指導 | 集团的個別指導 | 集团的個別指導 | 再個別指導 |
| 2011年 | ↓ | ↓ | ↓ | |
| 2012年 | ↓ | ↓ | 個別指導 | |
| 2013年 | ↓ | 集团的個別指導 | ↓ | |
| 2014年 | ↓ | ↓ | ↓ | |
| 2015年 | ↓ | ↓ | 集团的個別指導 | |
| 2016年 | ↓ | 集团的個別指導 | ↓ | |

そもそも高点数を理由にした指導には何ら大義はない。歯科医師が指導を恐れ、必要な医療の提供を躊躇させるような制度は、ただちに廃止すべきである。会員における、この指導の制度を正しく理解いただき、適正な保険診療の提供に尽力されることを望む。

集团的個別指導の現状(東京)

